

解散公告(第一回)
当組合は、平成十七年十一月十七日船主相互保
険組合法第四十五条第六号により解散したので、
当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日か
ら二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申
し出がないときは清算から除斥します。

平成十八年二月一日

北九州市若松区浜町一丁目六番一五号

日本小型船相互保険組合

清算人 近藤 善胤